

## 申立必要書類一覧表

### 遺産に関する紛争調整、遺産分割後の紛争調整：共通

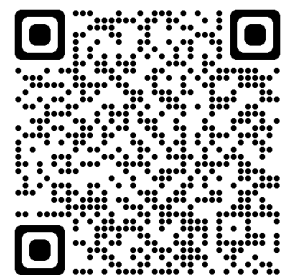
- 収入印紙 1200 円分
- 郵便切手 1440 円  
(内訳：180 円×1 枚、110 円×5 枚、100 円×2 枚、50 円×5 枚、20 円×5 枚、10 円×10 枚、5 円×10 枚、1 円×10 枚)
- 申立書
- 添付書類
  - ① 申立書のコピー×相手方の人数分
  - ② 申立人の戸籍謄本（3ヶ月以内発行）
  - ③ 相手方の戸籍謄本（3ヶ月以内発行）
  - ④ 被相続人の戸籍（または除籍）謄本（死亡日の記載されたもの）
  - ⑤ （遺産に不動産がある場合）不動産登記事項証明書  
（遺産に預貯金がある場合）残高証明書または通帳の写し

※添付書類については、②と④はできるだけ申立書とともに提出してください。申立前に入手困難な戸籍謄本類(特に③について)は、申立後に追加提出することでも差し支えありません。

### 遺産分割後の紛争調整

- 添付書類 上記に加えて
  - ⑥ 遺産分割協議書の写し  
遺言書写し  
調停調書や確定した審判書の写しなど

※遺産分割が終わっていることが分かる書面を御提出ください。



(問い合わせ先)  
〒540-0008  
大阪市中央区大手前4-1-13  
大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係(当庁5階)  
TEL 06-6943-5973  
郵送提出先:大阪家庭裁判所 家事事件係

書式は

[遺産に関する紛争調停等](#)から  
ダウンロードできます。